

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成27年  
12月1日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 解除予定保安林(萩市) (森林整備課).....
  - 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課).....
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 公告
  - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件) (商政課).....
  - 県営歌野川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....



### 山口県告示第四百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十七年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
  - 萩市大字須佐字キラズ敷二九三六の二・字舟ヶ坪三〇〇〇・三〇〇〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

道路用地とするため  
 「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。

### 山口県告示第四百三十号

平成二十七年年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十七年十二月一日

### 一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事 村岡 嗣 政

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
		水源涵養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田方川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。)	六一・七六	一九五・二二
橋本地区	萩市(平成十七年三月五日における萩市並に阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。)	九二九・五二	一三九・一四
大津地区	長門市	四一六・九三	一六四・五〇
豊浦地区	下関市	三七〇・四八	一七一・一四
厚東川(厚狭川)	宇部市 美祿市 山陽小野田市	六八四・八一	一三〇・五〇
榎野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並に吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	二六七・三七	三四九・八三
佐波川	山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。)	六六一・七九	三五八・七九
徳山地区	下松市 周南市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。)	四一六・六七	一五一・〇四
田布施川(島田川)	光市 周南市(平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。)	一・九四	六六・八二

大島地区	大島郡周防大島町	大島郡周防大島町	六・九八
錦川下流	岩国市(平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。)	岩国市(平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。)	一三四・八〇
由宇川(柳井川)	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。)	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。)	一四・六六 一五五・三八

阿武町	四・三〇	宇部市	〇・二二	上関町	九・〇二	周防大島町	一一・五六
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六		
下関市	一一・六四	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

山口県	一三四・七〇
-----	--------

山口県告示第四百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

道路の種類 県道  
路線名 光上関線

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡平生町大字佐賀字下伊保木二五三八の六地先から同郡同町同大字同字二五七六の三地先まで	最狭 一〇・五	最狭 一〇・五	敷地の幅員 (メートル)	八六・八	延 (メートル)長	備 考
	最狭 一六・〇	八六・八				道路改良工事の完了による。

山口県告示第四百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光上関線	熊毛郡平生町大字佐賀字下伊保木二五三八の六地先から同郡同町同大字同字二五七六の三地先まで	平成二十七年十二月二日



(三四七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第一項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十七年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
岩国市	平成二十五年五月二十三日から平成二十七年二月十六日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	周東町祖生の一部

二 認証年月日

平成二十七年十二月一日

(三四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年七月十四日山口県公告(二〇八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十二月一日から平成二十八年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 明屋書店MEGA大内店

所在地 山口市大内御堀一六八の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年七月十四日山口県公告(二〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十二月一日から平成二十八年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 明屋書店MEGA大内店  
所在地 山口市大内御堀一六八の一  
二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三五〇) 県営歌野川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営歌野川地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営歌野川地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年十二月二日から同月二十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成二十七年十二月一日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁